

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

労働時間制度等に関する実態調査

2 調査の目的

本調査は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の附則及び附帯決議に基づき、労働時間制度等の見直し及び労働基準法等の改正を検討する際の基礎資料を得るため、労働時間制度等の実態を把握することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 事業所調査票

日本標準産業分類に掲げる大分類A - 農業、林業（中分類01 - 農業を除く。）、C - 鉱業、採石業、砂利採取業、D - 建設業、E - 製造業、F - 電気・ガス・熱供給・水道業、G - 情報通信業、H - 運輸業、郵便業、I - 卸売業、小売業、J - 金融業、保険業、K - 不動産業、物品賃貸業、L - 学術研究、専門・技術サービス業、M - 宿泊業、飲食サービス業、N - 生活関連サービス業、娯楽業（小分類792 - 家事サービス業を除く。）、O - 教育、学習支援業、P - 医療、福祉、Q - 複合サービス事業、R - サービス業（他に分類されないもの）＜中分類96 - 外国公務を除く。＞に属する常用労働者1人以上を雇用する民営事業所

イ 個人調査票

上記アの事業所で雇用されている勤続年数1年以上の常用労働者（受け入れた派遣労働者及び船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く）。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 事業所調査票

約10,000 事業所（母集団の大きさ：約370万事業所）

イ 個人調査票

約18,000 人（母集団の大きさ：約5,000万人）

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

(詳細は別添1を参照)

ア 事業所調査票

事業所母集団データベースの令和4年次フレームのうち、上記3(2)アに掲げる範囲の事業所を母集団とし、産業、事業所規模別に層化抽出法により選定する。

イ 個人調査票

上記アで選定した事業所のうち、層化基準を産業、事業所規模として無作為に抽出した事業所を第1次抽出単位、その事業所で1年以上就業している常用労働者を第2次抽出単位とし、調査実施者の指定する方法により、事業所内の常用労働者数の規模に応じて事業所が無作為に選定する。なお、事業所調査票の対象事業所を抽出すると同時に個人調査票の対象とする事業所を確定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所調査票

1) 企業及び事業所に関する事項

- a 法人番号、事業所所在地、事業所名称、事業所の主な生産品又は事業の内容
- b 所属する企業全体の常用労働者数(有期、無期)
- c 事業所の常用労働者数・正社員・契約社員又は嘱託社員数・パートタイム労働者又はアルバイト労働者数・その他の数
- d 労働組合の有無
- e 適用猶予業種の業務の有無
- f 研究開発業務従事者数及び当該研究者の1か月の最長労働時間
- g 管理監督者及び機密の事務を取り扱う者の有無及び労働時間管理のルール適用状況

2) 割増賃金に関する事項

- a 残業代の支払いを始める時間

3) 労働時間に関する事項

- a 所定労働時間
- b 36協定締結の有無
- c 1か月の時間外・法定休日労働・時間外+法定休日労働時間の平均、最大値
- d 1か月の時間外・時間外+法定休日労働時間別人数及び法定休日に労働した回数
- e 1か月の時間外労働が45時間超の回数別人数
- f 1か月の残業時間数が80時間超の回数別人数

4) 年次有給休暇に関する事項

- a 年5日の時季指定義務の運用方法
- b 年次有給休暇の平均繰り越し日数
- c 時効を迎えた年休の取り扱い

- 5) フレックスタイム制に関する事項
 - a フレックスタイム制導入の有無及び最長の清算期間
- 6) 勤務間インターバルに関する事項
 - a 制度導入の有無、対象者
 - b 制度の適用除外を認める場合
- 7) 事業場外みなし労働時間制に関する事項
 - a 労働者の分類別の導入状況・労働時間の管理方法
 - b 労働者の分類別労働時間が算定しがたいときの認識
- 8) テレワークに関する事項
 - a テレワーク労働者に適用している労働時間制度
 - b 労働時間制度別中抜け時間の管理方法
 - c テレワーク中の労働時間が算定しがたいときに当てはまる場合
- 9) つながらない権利に関する事項
 - a 勤務時間外の業務連絡の有無及びルールの設定状況
- 10) 副業・兼業に関する事項
 - a 副業・兼業の許可及び受入制度の有無、当該制度の該当労働者数（雇用・非雇用別）
 - b 割増賃金の支払い状況
- 11) 人事労務関係書類の保存に関する事項
 - a 保存期間
 - b 紙で保存する理由

イ 個人調査票

- 1) 労働者の属性に関する事項
 - a 性、年齢、就業形態、現在の職業、雇用契約期間の定めの有無
 - b 適用猶予業種の適否
- 2) 労働時間制度に関する事項
 - a 現在適用されている労働時間制度
 - b 1日の所定労働時間、1週の所定労働時間
 - c 過去3か月の休日出勤回数、連続勤務日数
 - d 1か月の時間外・休日労働時間（直近3か月平均）
 - e 過去1年のうち時間外労働時間が45時間超となった月の回数
- 3) 年次有給休暇に関する事項
 - a 時間単位の年次有給休暇の上限5日に係る意向、拡大・縮小または廃止すべき理由 *
 - b 5日の時季指定義務分の取得方法
 - c 直近1年の年休取得日数
 - d 年休の残日数、取り残す理由
- 4) 勤務間インターバルに関する事項
 - a 終業時間～翌始業時間の時間の長さ

- b 11時間のインターバルを取得義務とした場合の支障
 - 5) 健康管理に関する事項
 - a これまでに利用したことのある事業所の健康管理のための取組み
 - 6) テレワークに関する事項
 - a テレワークの実施頻度（1週）
 - b 中抜け時間の取り扱い方法
 - c 中抜け時間の発生頻度、時間
 - 7) 副業・兼業に関する事項
 - a 副業・兼業の有無、副業・兼業先の種類
 - b 副業・兼業に従事する時間
 - c 副業・兼業先を本業の関連企業とする理由
- （「*」を付した事項については、意識等に関する事項を指す。）

〔集計しない事項の有無〕 無 有

法人番号については、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。また、事業所所在地及び名称についても、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。加えて、事業所の主な生産品又は事業の内容については、事業所の産業分類番号（事業所母集団データベースの令和4年次フレームのもの）と突合し、要すれば産業分類番号を修正するために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

原則として、令和6年6月30日時点とする。ただし、(1)イ2) e及び3) cについては1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）、(1)ア3) e、f及びイ2) c、dについては、過去3か月間（令和6年4月1日～令和6年6月30日）、(1)ア1) f、3) c、dについては、過去1か月間（令和6年6月1日～令和6年6月30日）を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

- ア 事業所調査票
 - 厚生労働省－民間事業者－報告者
- イ 個人調査票
 - 厚生労働省－民間事業者－調査対象事業所－報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査
- オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メー

ル)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

ア 事業所調査票

配布 厚生労働省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に郵送で調査票を配布する。オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパスワードについては、調査票と併せて配布する。

回収 報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者あて郵送にて提出するほか、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用し、回答する。

イ 個人調査票

配布 事業所調査の対象事業所に対して、民間事業者から事業所調査票を配布する際に、個人調査票を同封し、郵送する。当該事業所の担当者等が、厚生労働省が指定する抽出方法に基づき、当該事業所内の報告者（調査対象労働者）を抽出し、配布する。オンライン回答に用いる報告者専用のID及びパスワードについては、調査票と併せて配布する。

回収 報告者は、配布された調査票に自ら記入・封緘し、事業所調査対象事業所に提出し、当該事業所から民間事業者あて郵送にて提出するほか、報告者から直接、民間事業者あて郵送にて提出、若しくは政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用し、回答する。

ア、イともに民間事業者は、上記調査票の配布・回収に併せて疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和6年8月上旬～9月下旬

8 集計事項

別添2参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和7年3月までに公表

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定においては、日本標準産業分類を使用する。

また、事業所調査票の集計結果の表章において、日本標準産業分類を使用して産業別に表章し、個人調査票の調査事項の職種において、日本標準職業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

記入済み調査票：1年

個票データ（調査票を収録した電磁的記録媒体）：常用

(2) 保存責任者

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働時間制度等に関する実態調査の標本設計

1 母集団について

- ・ 調査の範囲

全国の「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者1人以上を雇用する民営事業所、当該事業所に雇用されている常用労働者(船員法(昭和22年法律第100号)第1条の規定による船員を除く。)

※「生活関連サービス業、娯楽業」は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※「サービス業(他に分類されないもの)」は、外国公務を除く。

- ・ サンプルフレーム

事業所母集団データベースの令和4年次フレーム

2 標本設計について

- ・ 抽出方法

事業所調査については、層化抽出法を用いており、個人調査については、事業所調査の客体となった事業所のうち、層化基準を産業、事業所規模として無作為に抽出した事業所を第1次抽出単位、個人を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。なお、労働時間制度等に関する実態調査の調査実施過程及び直近の賃金構造基本統計調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、就労条件総合調査、労働安全衛生調査、労働災害動向調査(いずれも厚生労働省実施)において、廃止等により調査対象外となった事業所があった場合、可能な限りその事業所と同一の層に属する代替標本事業所を選定する。

- ・ 層化

層化基準は産業、事業所規模としている(別紙参照)。

- ・ 目標精度

- (1) 事業所調査

特定の属性を持つ事業所の割合について、その割合が50%となる場合に、産業別あるいは事業所規模別に標準誤差が原則5%以内となるように次の算式により標本事業所数を決定している。

ただし事業所規模別の標準誤差については、以下において（なお書きを除く）、産業と事業所規模の役割を入れ替えるものとする。また、産業、事業所規模別では、最低標本事業所数は 40 とし、当該産業、事業所規模の母集団事業所数が 40 を下回る場合は、当該産業、事業所規模の事業所は悉皆調査とする。

$$S_i \cong \sqrt{\sum_{j=1}^L \left(\frac{N_{ij}}{N_i}\right)^2 \cdot \frac{N_{ij} - n_{ij}}{N_{ij} - 1} \cdot \frac{P_{ij}(1 - P_{ij})}{n_{ij}}}$$

- S_i : 目標精度（割合の標準誤差）（= 5 %）
 i : 産業をあらわす添え字
 j : 事業所規模をあらわす添え字
 L : 事業所規模の層の個数
 N_i : 産業*i*における母集団事業所数
 N_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における母集団事業所数
 n_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における標本事業所数
 P_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*において特定の属性を持つ事業所の割合

なお、各産業*i*において、 n_{ij} は、 N_{ij} の大きさに比例するものとする。また上記の標本設計においては、事業所票の目標回収率を 60% とし、機械的に目標回収率分の回収が行われたと仮定している。

(2) 個人調査

事業所ごとの調査対象労働者数は下表により決定する。

事業所規模 [人]	300 ~	100 ~ 299	50 ~ 99	30 ~ 49	10 ~ 29	1 ~ 9
対象労働者数	17 人	10 人	7 人	5 人	3 人	1 人

特定の属性を持つ労働者の割合について、その割合が 50% となる場合に、産業別あるいは事業所規模別に標準誤差が原則 10% 以内となるように次の算式により標本事業所数を決定している。ただし、事業所規模別の標準誤差については、以下において（なお書きを除く）、産業と事業所規模の役割を入れ替えるものとする。また、産業、事業所規模別では、最低標本事業所数は 10 とし、当該産業、事業所規模の母集団事業所数が 10 を下回る場合は、当該産業、事業所規模の事業所は悉皆調査とする。

$$S_i \cong \sqrt{\sum_{j=1}^L \frac{1}{N_i^2} \left(M_{ij}(M_{ij} - m_{ij}) \frac{\sigma_{T_{x_{ij}}}^2}{m_{ij}} + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_{k=1}^{M_{ij}} N_{ijk}(N_{ijk} - n_{ijk}) \frac{\sigma_{x_{ijk}}^2}{n_{ijk}} \right)}$$

- S_i : 目標精度（割合の標準誤差）（=10%）
 i : 産業をあらわす添え字
 j : 事業所規模をあらわす添え字
 k : 事業所をあらわす添え字
 l : 労働者をあらわす添え字
 L : 事業所規模の層の個数
 N_i : 産業*i*における母集団労働者数
 M_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における母集団事業所数
 m_{ij} : 産業*i*、事業所規模*j*における標本事業所数
 N_{ijk} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における母集団労働者数
 n_{ijk} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における標本労働者数
 x_{ijkl} : 産業*i*、事業所規模*j*の事業所*k*における労働者*l*の回答
 項目に該当すれば1、該当しなければ0

$$\sigma_{T_{x_{ij}}}^2 = \frac{1}{M_{ij} - 1} \sum_{k=1}^{M_{ij}} (P_{ijk} - \bar{P}_{ij})^2 N_{ijk}^2$$

$$P_{ijk} = \frac{T_{x_{ijk}}}{N_{ijk}}$$

$$\bar{P}_{ij} = \frac{\sum_{k=1}^{M_{ij}} T_{x_{ijk}}}{\sum_{k=1}^{M_{ij}} N_{ijk}}$$

$$T_{x_{ijk}} = \sum_{l=1}^{N_{ijk}} x_{ijkl}$$

$$\sigma_{x_{ijk}}^2 = \frac{1}{N_{ijk} - 1} \sum_{l=1}^{N_{ijk}} (x_{ijkl} - \bar{x}_{ijk})^2$$

$$\bar{x}_{ijk} = \frac{1}{N_{ijk}} \sum_{l=1}^{N_{ijk}} x_{ijkl}$$

なお、各産業*i*において、 m_{ij} は、各層の労働者数 $\sum_{k=1}^{M_{ij}} N_{ijk}$ に比例するものとする。また上記の標本設計においては、個人票の目標回収率を60%とし、機械的に目標回収率分の回収が行われたと仮定している。

調査対象事業所数は、産業、規模ごとに、(1)、(2)の方法で求めた中で最大のものとする。

3 母集団推計を行う場合の推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出する。

産業区分（層符号産業コード、積上産業コード）一覧表

（層符号産業コードは*のある産業分類に基づいて、積上産業コードは○のある産業分類に基づいてコードを割り振る。）

コード	表示内容 (日本標準産業分類の産業大分類及び産業中分類に基づく)	産業分類等 (日本標準産業分類に基づく分類)
	T (計)	調査産業計
01	○ A * 02	農業、林業（林業に限る）
02	○ C * 05	鉱業、採石業、砂利採取業
03	○ D *	建設業
04	○ E *	製造業
05	○ F *	電気・ガス・熱供給・水道業
06	○ G (計)	情報通信業
07	* 37～41, G1, G2のうち下記以外	情報通信業（下記以外）
08	* 411, 412	映像情報制作・配給業、音声情報制作業
09	* 413, 414	新聞業、出版業
10	○ H (計)	運輸業、郵便業
11	* 42, 45, 46	鉄道業、水運業、航空運輸業
12	* 43	道路旅客運送業
13	* 44	道路貨物運送業
14	* 47	倉庫業
15	* 48	運輸に附帯するサービス業
16	* 49	郵便業（信書便事業を含む）
17	○ I *	卸売業、小売業
18	○ J *	金融業、保険業
19	○ K (計)	不動産業、物品賃貸業
20	* 68～70, K1のうち下記以外	不動産業、物品賃貸業（下記以外）
21	* 682	不動産代理業・仲介業
22	○ L (計)	学術研究、専門・技術サービス業
23	* 71	学術・開発研究機関
24	* 72, 74	専門サービス業（他に分類されないもの）、技術サービス業（他に分類されないもの）
25	* 73	広告業
26	○ M (計)	宿泊業、飲食サービス業
27	* 75, 76, M2	宿泊業、飲食店
28	* 77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	○ N (計)	生活関連サービス業、娯楽業
30	* 78～80のうち下記以外	生活関連サービス業、娯楽業（下記以外）
31	* 781	洗濯業
32	* 782, 783	理容業、美容業
33	* 784, 785	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業
34	* 801, 802	映画館、興行場（別掲を除く）、興行団
35	* 803～809	競輪・競馬等の競争場、競技団 ～ その他の娯楽業
36	○ O *	教育、学習支援業
37	○ P *	医療、福祉
38	○ Q *	複合サービス事業
39	○ R (計)	サービス業（他に分類されないもの）
40	* 89～95, R1, R2	サービス業（他に分類されないもの、下記以外）
41	* 88	廃棄物処理業

※G1, G2, I1, I2, K1, M2, R1, R2は産業中分類における、産業中分類内格付不能に対応

事業所規模区分 一覧表

事業所の労働者数	
300人以上	
100～	299人
50～	99人
30～	49人
10～	29人
1～	9人

労働時間制度等に関する実態調査 集計事項

1 事業所調査

- 第1表 産業・企業規模・事業所規模（有期、無期）別、労働組合の有無別事業所数・割合
- 第2表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無別、研究開発業務従事者数及び当該研究開発業務従事者の最長労働時間階級別事業所数・割合
- 第3表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無別、管理監督者・機密の事務を取り扱う者の有無・管理監督者・機密の事務を取り扱う者に対する労務管理ルール適用状況（複数回答）別事業所数・割合
- 第4表 産業、企業規模・労働組合の有無・事業所規模別、割増賃金の支払い基準となる週労働時間別事業所数・割合
- 第5表 産業、企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値の平均、最大値の平均、最大値の階級別事業所数・割合
- 第6表 産業、企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、1か月あたりの時間外労働時間・時間外労働時間と法定休日労働時間の合計階級別実労働時間で労働時間を管理する常用労働者数・割合
- 第7表 産業、企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月あたりの平均法定休日労働回数別事業所数・割合
- 第8表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、36協定の締結状況別事業所数・割合
- 第9表 産業・企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、3か月のうち1月の時間外労働時間が45時間を超える回数別実労働時間で労働時間を管理する常用労働者数・割合
- 第10表 産業・企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、適用猶予業種の業務の有無別、3か月のうち1月の残業時間の合計が80時間を超える回数別実労働時間で労働時間を管理する常用労働者数・割合
- 第11表 産業・企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・労働組合の有無、年次有給休暇のうち5日の時季指定義務の運用方法別、前年から取り残している年次有

給休暇の平均日数別事業所数・割合

- 第 12 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無、前年から取り残している年次有給休暇の平均日数別、労働者が取得せずに2年の時効を経過した年次有給休暇の取扱（複数回答）別事業所数・割合
- 第 13 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無別、フレックスタイム制導入の有無、最長清算期間別事業所数・割合
- 第 14 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、勤務間インターバルの導入状況別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値並びに最大値の階級別事業所数・割合
- 第 15 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、勤務間インターバルの導入状況（全対象、一部対象）別、勤務間インターバルを導入している事業所において制度が適用除外となる場合（複数回答）別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値並びに最大値の階級別事業所数・割合
- 第 16 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、外勤・出張・テレワーク・その他の労働者別、事業場外みなし労働時間制の対象適否、労働時間管理方法（複数回答）別事業所数・割合
- 第 17 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、外勤・出張労働者別、事業場外みなし労働時間制適用時に「労働時間を算定しがたい時」に当てはまる場合（複数回答）別事業所数・割合
- 第 18 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無別、テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度（複数回答）別事業所数・割合
- 第 19 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無、テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度（複数回答）別、始業終業及び中抜け時間の管理方法（複数回答）別事業所数・割合
- 第 20 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無、テレワークを行う労働者に適用している労働時間制度（複数回答）別、労働時間を算定しがたいときに当てはまる場合（複数回答）別事業所数・割合
- 第 21 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、勤務時間外の連絡の有無及び当該ルールの設定状況（複数回答）別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定

休日労働時間の合計数の平均値の階級別事業所割合

- 第 22 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無別、雇用・非雇用別副業・兼業の許可及び受入制度の有無（複数回答）別事業所割合
- 第 23 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、雇用・非雇用別副業・兼業の許可及び受入の該当労働者数の有無別、割増賃金の支払状況別事業所割合
- 第 24 表 産業・企業規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、事業所規模別雇用・非雇用別副業・兼業の許可及び受入人数の割合
- 第 25 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無、人事労務関係書類の種類別保存期間別事業所割合
- 第 26 表 産業・企業規模・事業所規模・労働組合の有無別、人事労務関係書類を電子保存しない理由（複数回答）別事業所割合
- 第 27 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、前年から取り残している年次有給休暇の平均日数別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値の階級別事業所数・割合
- 第 28 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、3か月のうち1月の残業時間の合計が80時間を超える回数別実労働時間で労働時間を管理する常用労働者割合別、時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値及び最大値の階級別事業所割合
- 第 29 表 産業・企業規模・事業所規模・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値の階級別事業所別、フレックスタイム制導入の有無別事業所数・割合
- 第 30 表 産業、事業所規模、適用猶予業種の業務の有無別、1週の所定労働時間別、割増賃金の支払状況別事業所割合
- 第 31 表 産業・企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、1週の所定労働時間別、実労働時間で労働時間を管理する労働者の1か月の時間外労働時間数・法定休日労働時間数・時間外労働及び法定休日労働時間の合計数の平均値並びに最大値の階級別事業所数・割合
- 第 32 表 産業・企業規模・事業所規模・事業所における常用労働者の雇用形態・適用猶予業種の業務の有無・労働組合の有無、1週の所定労働時間別、実労働時間で労働時間を管理す

る労働者の1か月あたりの平均法定休日労働回数別事業所数・割合

2 個人調査

第1表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別労働者割合
第2表	産業、企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、1日の所 定労働時間・1週の所定労働時間別労働者数・割合
第3表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、3か月の 休日出勤回数、最大連続勤務日数別労働者数・割合
第4表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、3か月の 休日出勤回数、1か月の残業時間別労働者数・割合
第5表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、3か月の 休日出勤回数、1年間に1か月の時間外労働時間数が45時間を超えた回数別労働者 数・割合
第6表	産業、企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、最大連続 勤務日数、1か月の残業時間別労働者数・割合
第7表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、最大連続 勤務日数、1年間に1か月の時間外労働時間数が45時間を超えた回数別労働者数・ 割合
第8表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、1か月の 残業時間、1年間に1か月の時間外労働時間数が45時間を超えた回数別労働者数・ 割合
第9表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定め の有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、時間単位 の年次有給休暇の上限日数にかかる意向別労働者割合

- 第 10 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、時間単位の年次有給休暇の上限日数を増やすべき理由（複数回答）別労働者割合
- 第 11 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、時間単位の年次有給休暇の上限日数を減らすべき又は廃止すべき理由（複数回答）別労働者割合
- 第 12 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、1か月の残業時間、年次有給休暇のうち時季指定義務が課されている5日の取得方法別労働者割合
- 第 13 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、1か月の残業時間、1年間の年次有給休暇取得日数別労働者数・割合
- 第 14 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、期末時点での年次有給休暇の残日数、年次有給休暇を取り残す理由（複数回答）別労働者数・割合
- 第 15 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、年次有給休暇のうち時季指定義務が課されている5日の取得方法、期末時点での年次有給休暇の残日数別労働者数・割合
- 第 16 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、年次有給休暇のうち時季指定義務が課されている5日の取得方法、1年間の年次有給休暇取得日数別労働者数・割合
- 第 17 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、勤務間インターバルの確保状況別、1か月の残業時間、1年間に1か月の時間外労働時間数が45時間を超えた回数別労働者数・割合

- 第 18 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用されている労働時間制度別、11 時間以上の勤務間インターバルの確保が困難な理由（複数回答）別労働者数・割合
- 第 19 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用されている労働時間制度別、利用したことのある健康管理の取組み（複数回答）別労働者数・割合
- 第 20 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用されている労働時間制度別、テレワーク中の中抜け時間の取扱方法（複数回答）別労働者数・割合
- 第 21 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用されている労働時間制度別、テレワーク中に発生する 1 日の中抜け時間別労働者数・割合
- 第 22 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用されている労働時間制度別、テレワーク中の中抜け時間の取扱方法（複数回答）、テレワーク中に発生する 1 日の中抜け時間別労働者数・割合
- 第 23 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、1 か月の残業時間、副業・兼業の実施有無（複数回答）別労働者数・割合
- 第 24 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度別、本業の関連会社で副業・兼業をしている理由（複数回答）別労働者数・割合
- 第 25 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、1 週の所定労働時間別、副業・兼業の実施有無（複数回答）別労働者数・割合
- 第 26 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、1 か月の残業時間、利用したことのある健康管理の取組み（複数回答）別労働者数・割合
- 第 27 表 産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、1 年間の年次有給休暇取得日数、利用したことのある健康管理の取組み（複数回答）別労働者数・割合

第 28 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、1週の所定労働時間別、副業・兼業に従事する時間数別労働者数・割合
第 29 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、1か月の残業時間、副業・兼業に従事する時間数別労働者数・割合
第 30 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、テレワーク中の中抜け時間の取扱方法（複数回答）別労働者数・割合
第 31 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、テレワーク中に発生する1日の中抜け時間別労働者数・割合
第 32 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、最大連続勤務日数別労働者数・割合
第 33 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、1か月の残業時間別労働者数・割合
第 34 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、1年間の年次有給休暇取得日数別労働者数・割合
第 35 表	産業・企業規模・事業所規模・性・年齢階級・就業形態・職種・雇用契約期間の定めの有無・適用猶予業種の業務の有無・適用されている労働時間制度、所定労働時間の半分以上テレワークを行う頻度、副業・兼業の実施有無（複数回答）別労働者数・割合